

蓄電システムの設置条件

対象機種：ESS-E1シリーズ

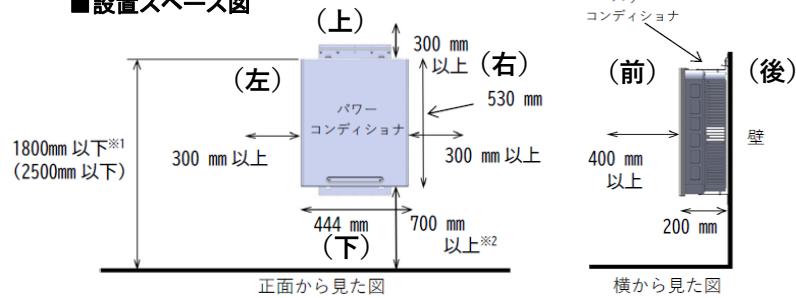
必要な離隔距離(設置スペース)

各機器には、機能・性能を確保するために下記のスペースが必要です。

①パワーコンディショナ (屋外設置)

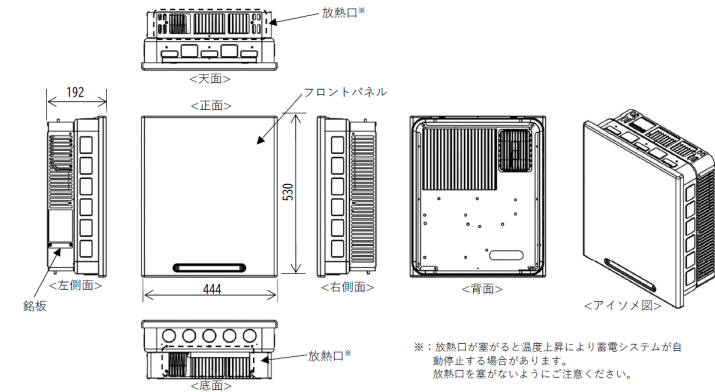
本機器の周辺に前面：400mm、左側面：300mm (400mm推奨)、右側面：300mm (400mm推奨)、上面：300mm、下面：700mm以上のスペースの確保が必要です。(下図参照)

■設置スペース図



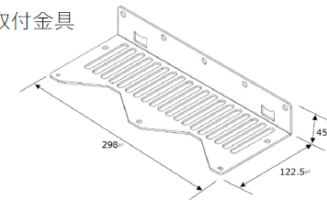
※パワーコンディショナの上面が地上から1800mmを超えるところには設置できません。
(ただし、豪雪地帯では2500mmを超えるところ)
設置条件を満たしていない場合、点検・修理等を行う際に足場の設置費用を請求する場合があります。

■パワーコンディショナ サイズ

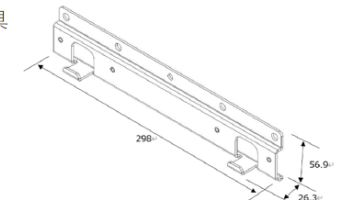


※：放熱口が塞がると温度上昇により蓄電システムが自動停止する場合があります。
放熱口を塞がないようご注意ください。

■壁取付金具



■壁掛け金具



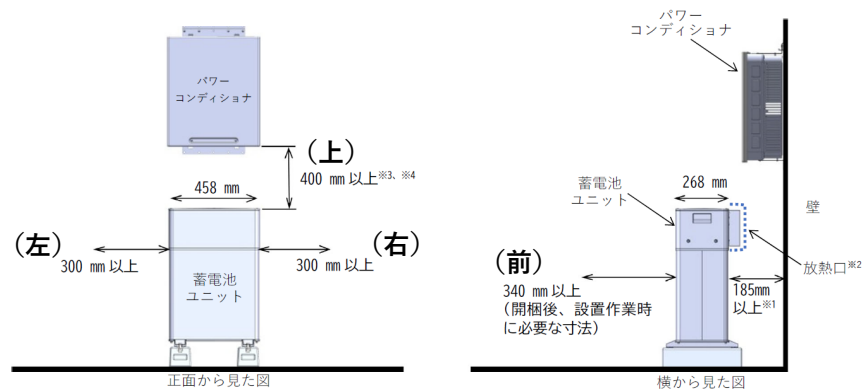
※上記スペースが確保されていない場合、アフターサービスを実施できないことがあります。
高所設置の場合、アフターサービスに時間がかかる場合があります。

【設置】製品質量に耐えられる強固な垂直壁面に固定してください。

②蓄電池ユニット(屋外設置)

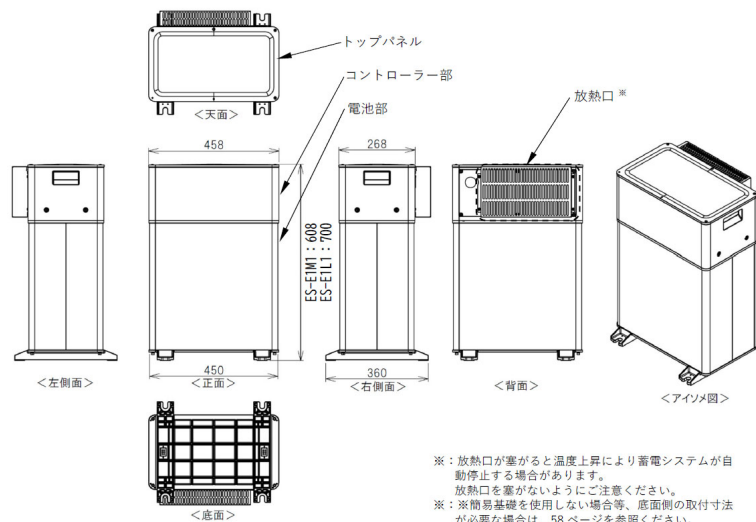
本機器の周辺に前面：340mm、左側面：300mm、右側面：300mm、上面400mm、背面185mm以上のスペースを確保する。(下図参照)

■設置スペース図



- ※1：放熱口突起を除く筐体背面からの距離
 ※2：蓄電池ユニットをパワーコンディショナの真下に設置する場合、蓄電池ユニット放熱口をPF管で塞がないよう設置してください。
 ※3：蓄電池ユニットをパワーコンディショナの真下に設置する場合も、蓄電池ユニットの離隔距離を確保してください。
 ※4：パワーコンディショナ設置後に蓄電池ユニットを設置する場合は、パワーコンディショナを養生して作業してください。

■蓄電池ユニット サイズ



- ※：放熱口が塞がると温度上昇により蓄電システムが自動停止する場合があります。
 放熱口を塞がないようご注意ください。
 ※：※簡易基礎を使用しない場合等、底面側の取付寸法が必要な場合は、58ページを参照ください。

**※上記スペースが確保されていない場合、
 アフターサービスを実施できないことがあります。**

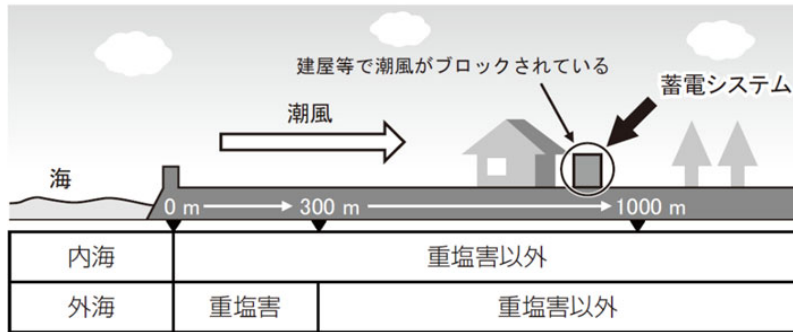
■塩害の影響による設置可否について

パワーコンディショナ・蓄電池ユニットが設置可能な場所を下表のように定めています。
 パワーコンディショナ・蓄電池ユニットは、「沖縄・離島以外の地域」、かつ、重塩害以外の場所であれば設置可能です。

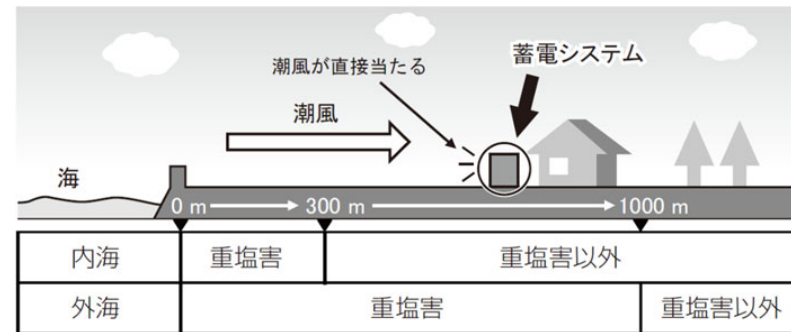
地域による区分	沖縄・離島	沖縄・離島以外の地域
塩害区分による区分		
重塩害	×	×
重塩害以外	×	○

○：設置可、×：設置不可

●直接潮風は当たらないが、その雰囲気内にある場合



●直接潮風が当たる場所



■地域による区分について

本書は、地域を「沖縄・離島」と「沖縄・離島以外の地域」で区分しています。

※ 離島：本土から離れ、四方を海で囲まれている島で内海に浮かぶ島は除く（淡路島は離島から除く）

詳細な地図については、下記の URL を参照してください。

https://www.nichicon.co.jp/products/ess/qa_juengai.html

※内海：瀬戸内海、東京湾、伊勢湾、三河湾

※外海：内海以外の海

※上記条件を満たさない場所への設置による不具合は保証の免責となります。また、被害の程度によってはアフターサービスを実施できないことがあります。

■その他設置に関する注意事項



■下記のような場所には設置しない

パワーコンディショナ・蓄電池ユニット

- 屋内
- 標高 2000m より高いところ
- 岩礁隣接地域
- 重塩害地域
- 揮発性、可燃性、腐食性およびその他の有害ガスのあるところ
- 振動、衝撃の影響が大きいところ
- 油蒸気、結露のあるところ
- 浸水のおそれがあるところ
- 電界の影響が大きいところ
- 車両と接触するおそれや、排ガスが直接あたる
ところ
- 風通しが悪いところ
(物置、倉庫、シャッター付きの車庫を含む)
- 販売会社で決められていないところ
- 日射が長時間当たるところ^{※1}
- 結露および氷結のあるところ
- パワーコンディショナ設置時に上面が地上から
1800mm 超えるところ^{※2}
(豪雪地帯^{※3}では 2500mm 超えるところ^{※2})
- 下記の温度範囲以外のところ
設置環境温度：
-30°C～+45°C (パワーコンディショナ)
-20°C～+40°C (蓄電池ユニット)
動作温度^{※4}：
-20°C～+40°C (パワーコンディショナ)
-10°C～+40°C (蓄電池ユニット)



室内リモコン

- 屋外
- 温度変化が激しいところ
- 揮発性、可燃性、腐食性およびその他の有害ガス
のあるところ
- 振動、衝撃の影響が大きいところ
- 水蒸気、油蒸気、雨水、結露のあるところ
- 電界の影響が大きいところ
- 直射日光が当たるところ
- 下記の温度範囲以外の場所
設置環境温度：0°C～+40°C
動作温度^{※4}：0°C～+40°C

※1：パワーコンディショナを直接日光が当たる場所へ設置する場合は、オプションの日除け板(ES-E1H1)が必要です。蓄電池ユニットは、原則、直射日光が当たる場所への設置はできません。

※2：設置条件を満たしていない場合、点検・修理等を行う際に足場の設置費用を請求する場合があります。

※3：累年平均積雪積算値が 5,000cm 以上の地域(豪雪地帯)の存する道府県又は市町村を指します。

※4：動作温度範囲を超えると動作が停止したり出力が低下しますが範囲内に戻ると自動復帰します。また、動作温度範囲内であっても充放電電力が低下する場合があります。

■その他設置に関する注意事項



■積雪地での注意事項（屋外設置）

- 次のような場所には蓄電システムを取り付けない
 - ・ 建物の屋根等から雪庇、つらら等が落下するところ
 - ・ 200cm を超える積雪がある地域
- ※上記に該当しない場所であれば設置可能です。
- ※上記に該当する場合、雪囲いや屋根を設置する等、雪で埋没しないように施工を行えば設置可能です。
- 雪囲い等を設置する場合は、各機器の設置スペースを必ず確保すること
- 積雪によって、吸排気口の塞がりや、充放電コネクタ(V2H システムありの場合)の使用に支障が起こらないよう、雪囲い等の形状や設置場所に注意すること
- 機器および周囲への融雪剤散布は、錆が発生するおそれがあるため極力使用しないこと
- 融雪水が各機器に流れこまない様に、基礎のかさ上げ（推奨：地盤面から 40cm 以上）等を実施すること

■水害対策の注意事項（屋外設置）

- 浸水する可能性がある地域に設置する場合は、蓄電システムが浸水しないよう設置すること
- ※基礎を高く施工する場合は、お住まいの地域の状況に応じて基礎高さを決定してください。

■蓄電システムの移動に関する注意事項（保証書免責事項抜粋）

- 保証期間中であっても下記の事由による故障または損傷は有償修理となります。
施工後の取り付け場所の移動・落下・転倒等

■日射の影響による設置可否について

日射の影響に応じて、パワーコンディショナおよび蓄電池ユニットが設置可能な場所を下表のように定めています。

設置の際は下表の条件に従い、作業を行ってください。

	日中、建屋により 日陰になる場所	日中、 日光が当たる場所
パワーコンディショナ	○	(※1、※2、※3)
蓄電池ユニット	○	(※4、※5、※6)

○：設置可、×：設置不可

※1 建屋の南側の壁面にパワーコンディショナを設置する場合は、日除け板（ES-E1H1）の取り付けが必須となります。

※2 建屋の北側の壁面にパワーコンディショナを設置する場合は、壁面の角度が東西基準線に対し「45°以上」もしくは「45°以下」のどちらかに応じて条件が異なります。詳しくは下図を確認してください。

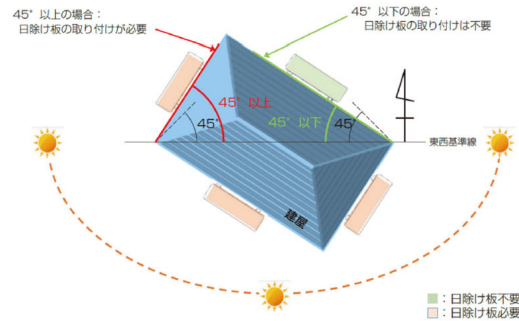
※3 日除け板の取り付け方法については工事説明書を参照してください。

※4 蓄電池ユニットは南側に設置できません。

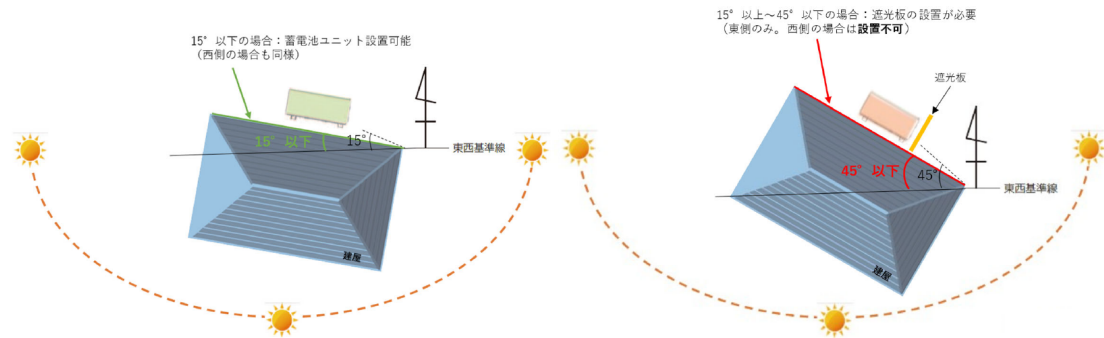
※5 建屋の北側に蓄電池ユニットを設置する場合は、壁面の角度が東西基準線に対し「15°以下」で設置してください。詳しくは下図を確認してください。

※6 建屋の北側に蓄電池ユニットを設置する際、壁面の角度が東西基準線に対し「15°以上～45°以下」で設置する場合（※東側のみ）は、別途遮光板が必要となります。遮光板の仕様や設置詳細等は「遮光板の仕様と設置詳細」を参照してください。

■パワーコンディショナ設置方角



■蓄電池ユニット設置方角



※上記条件を満たさない場所への設置は、蓄電システムの温度上昇を招き、意図しない運転停止や製品寿命の短縮などに繋がるおそれがあります。

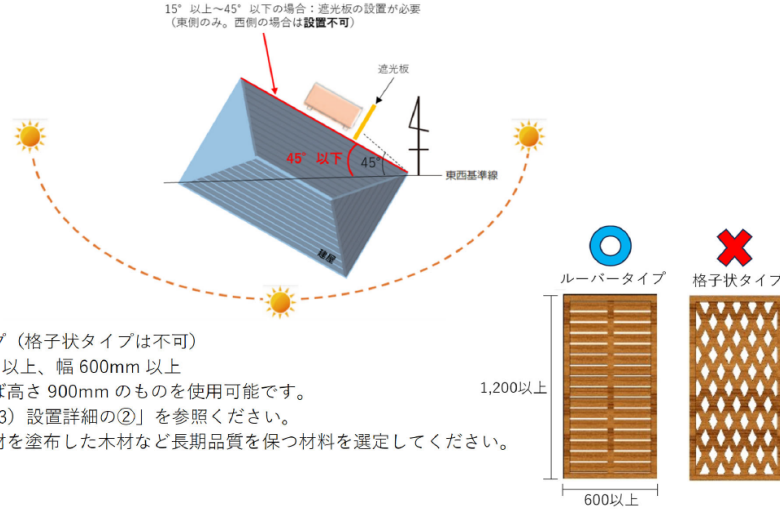
※上記条件を満たさない場所への設置で起きた故障や不具合は保証の免責となります。

■遮光板の仕様と設置詳細

遮光板の設置条件や仕様は以下を参照してください。

(1) 設置角度

建屋の北側に蓄電池ユニットを設置する際、壁面の角度が東西基準線に対し「東側 15° 以上～45° 以下」で設置する場合は遮光板を設置してください。西側の設置角度が 15° 以上の場合は蓄電池ユニットおよび遮光板の設置はできません。

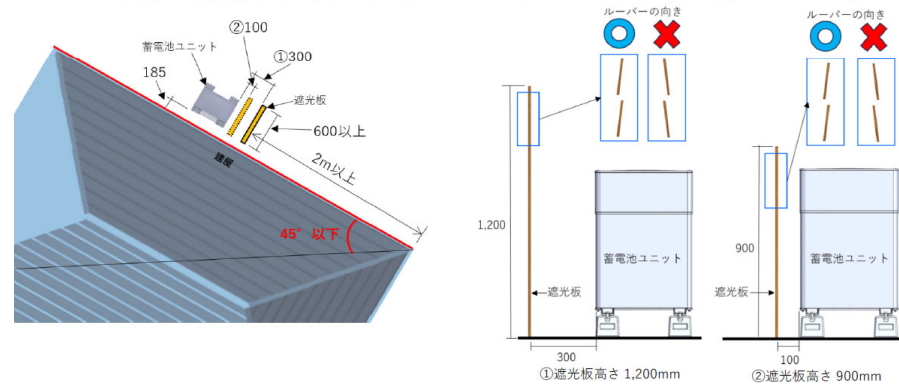


(2) 仕様

- ルーバータイプ（格子状タイプは不可）
- 高さ 1,200mm 以上、幅 600mm 以上
条件を満たせば高さ 900mm のものを使用可能です。
詳細は以下「(3) 設置詳細の②」を参照ください。
- 遮光板は防腐材を塗布した木材など長期品質を保つ材料を選定してください。

(3) 設置詳細

- 以下のいずれかの設置距離で遮光板を設置してください。
 - ① 遮光板高さ 1,200mm：蓄電池ユニットまでの距離 300mm
 - ② 遮光板高さ 900mm：蓄電池ユニットまでの距離 100mm ※遮光板は移動可能なこと
 ※遮光板高さと蓄電池ユニットまでの距離の組み合わせ（上記①または②）を必ず守ってください。
- 以下は蓄電池ユニットの背面側スペースが最小（185mm）の場合です。背面側スペースが最小寸法よりも大きくなる場合は、遮光板の設置位置やサイズを調整して、蓄電池ユニットが完全に遮光されるよう設置してください。
- ルーバーの向きに注意してください。（下図参照）
- 現場の状況に応じて施工してください。
- 遮光板の工事説明書に従い、強風等で転倒しないよう家屋の壁や基礎等へ確実に固定してください。



※上記条件を満たさない場所への設置は、蓄電システムの温度上昇を招き、意図しない運転停止や製品寿命の短縮などに繋がるおそれがあります。

※上記条件を満たさない場所への設置で起きた故障や不具合は保証の免責となります。